

令和 3 年 4 月 28 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K18297

研究課題名（和文）「子の利益」にみる家族観の変容：チュニジアの法的実践とイスラーム的価値観の研究

研究課題名（英文）The Transformation of Family Values Regarding "the Interests of the Child": A Study of Tunisian Legal Practice and Islamic Values

研究代表者

小野 仁美 (Ono, Hitomi)

東京大学・大学院人文社会系研究科（文学部）・助教

研究者番号：20812324

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、子をめぐる価値観からみた家族観の変容を検討することにより、国際規範とイスラームとのせめぎ合いの中で揺れ動く現代チュニジアのジェンダー規範を明らかにしようとするものである。両親の離婚後、子の監護者を決定する裁判で最も重視されるのが「子の利益」であることは、現代世界に広く共通する規範である。ところが、「子の利益」の内容については様々な見解の余地があり、それぞれの家族観やジェンダー観を反映した相違も見られる。本研究は、多様な価値観が複雑に交錯するチュニジアのジェンダー規範を、子をめぐる係争の法的実践とイスラーム的価値観の両面から探った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

チュニジアは、アラブ諸国で初めて一夫多妻制を明確に禁止するなど世俗的な家族法で知られるが、2011年のいわゆる「アラブ革命」以後、イスラームを再評価する動きもある。国家による厳しい思想・言論統制下において、イスラーム主義運動は地下活動を余儀なくされていたが、チュニジアの政治変動のうねりは、人々の宗教的な感情を表面化させることとなった。イスラーム的価値観にもとづく運動は多様化し、世俗主義的な女性運動もますます活発となっている。本研究は、ムスリムの伝統的な価値観と、現代の国際的な規範とが交錯する場の一つである子どもをめぐる問題に焦点をあて、その変容の具体的事例を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study aims to clarify the gender norms in contemporary Tunisia, which is in a tense struggle between international standards and Islam, by examining the transformation of family values in terms of the children's rights. It is a widely accepted norm in the contemporary world that "the interests of the child" is the most crucial consideration in the judicial decision to determine the custodian of a child after the parents' divorce. However, there is room for various views on the content of "the interests of the child," and there are also differences that reflect different views on family and gender. This study explores the gender norms in Tunisia, a country with a complex intersection of diverse values, from the perspectives of both legal practice and Islamic values in disputes over children.

研究分野：イスラーム法

キーワード：子どもの権利 子の利益 監護権 家族法 イスラーム法

1. 研究開始当初の背景

「子の最善の利益 the best interests of the child」の語が「児童の権利に関する宣言」(1959年に国際連合で採択)において言及されて以降、「子の利益」は各国の民法典に明記されるようになり、日本の民法 820 条にも「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」とされている。現代法における「子の利益」とは、親権者・監護者を決定する裁判所が判断の根拠とする原則である。チュニジアを含むムスリム諸国の家族法典にも同様の条項が含まれており、「子の利益」は、これまでの「母性優先の原則」に替わるものとして、世界に広く共有される基準となりつつある。ところが、「子の利益」についての統一された定義はなく、子の環境の継続性や両親との面会交流、子の意志の尊重など国際的な規範にもとづく原則と、各地域での慣習や伝統的家族観の両方が、個々のケースで個別に判断基準とされるのが現状である。「子の利益」は、一見ジェンダー中立的な基準に見えるが、実際には、女性差別や外国人差別をとともなうジェンダー・バイアスを含みうるという指摘もある。

イスラーム圏を対象とした子どもの権利をめぐる研究は、いまだ端緒についたばかりであり、実証的な研究の蓄積は少ない状況であった。現代チュニジア家族法を対象とした研究は、これまで文献研究が中心であり、子の監護に焦点を当てたものとしては、Dina Charif Feller, *La garde (Hadanah) en droit musulman et dans les droits égyptien, syrien et tunisien*, Geneve: Librairie Droz, 1996 などがあり、Maaike Voorhoeve, *Gender and Divorce Law in North Africa: Sharia, Custom and the Personal Status Code in Tunisia*, London & New York: I.B.Tauris, 2014 が、家族法の実践に迫る研究の道を切り開いたが、そこでは、夫婦間における女性の権利に焦点が当てられている。ムスリム諸国における「子の利益」については、Nadjma Yassari et al. (eds.), *Parental Care and the Best Interests of the Child in Muslim Countries*, The Hague: T.M.C. Asser Press, 2017 が、初めてこの問題についての概略を明らかにしたが、近代的フェミニズムと伝統的イスラームを単純に対置する傾向が強く、現代の多様なイスラーム的価値観を反映したジェンダーの検討が必要であると思われた。

2. 研究の目的

本研究では、現代チュニジア社会において、「子の利益」とは具体的に何を意味しているのか、そしてそうした価値観はその家族観にどのように反映され、いかなるジェンダー規範として現れているのかを明らかにしようとした。チュニジアは、国民の 9 割以上がイスラーム教徒であり、人びとの価値観や社会のあり方にはイスラーム法が影響を与えてきた歴史をもつ。イスラーム法においては、父親(不在の場合は男性父系血族)を優先する後見権と、母親(不在の場合は女性母系血族)を優先する監護権の両方が、「子の利益」を守るとされていた。「子の利益」を守るべき者は、基本的には父親と母親であり、そこには核家族につながるような価値観の萌芽もみえる。ただし、イスラーム法は、広く親族を対象として考える家族観も有している。近代以降、家族法の近代化が進む中で、人々の家族観はどのように変化したのだろうか。そして、2011年の政変以降、イスラーム主義と世俗主義の対立は、子どもの権利をめぐる状況にいかなる影響を及ぼしているのだろうか。本研究は、こうした問に答えるため、古典文献の調査とあわせて、現地調査による実例をもとに検討を行った。

3. 研究の方法

イスラーム法の古典文献のなかから、チュニジアで歴史的にも優勢であったマールク学派を対象として、子どもに関連する法規定について、ジェンダーの視点から検討を行った。さらに、2011年政変以降のチュニジアにおいては、権威主義体制のもとで入手不可となっていた刊行物や情報が急激に増加し、反体制運動の担い手として弾圧下にあったイスラーム主義に関する資料が流通するようになったことから、新しい資料の発掘に努めた。「子の利益」をめぐる問題の具体的な事例を探るためには、首都チュニスおよびチュニジア南部のタタウィーン、北部のピゼルトでの調査を行い、「子ども保護代表事務所」職員および家族裁判官へのインタビュー、乳児院や孤児院への訪問を行った。

4. 研究成果

本研究の成果は、以下のとおりである。

(1) 古典イスラーム法の示す「子の利益」

ムスリム社会の家族観を探究するために必須であるイスラーム法の検討として、「子ども」をどのように規定しているかを古典法学書を資料として行った。研究成果は、単著『イスラーム法の子ども観 ジェンダーの視点でみる子育てと家族』(2019年)として刊行した。イスラーム以前には曖昧であった結婚の制度が整備され、そこで生まれた子を、父親と母親それぞれの役割において養育すべきであることが、法学書には詳細に定められている。それらのなかに「子の利益」の擁護をその目的とする規定が見られ、そうした記述からは、子の養育をめぐる家族のあり方が、基本的には両親と子どもという単位で捉えられていることがわかる。ただしそこには、イスラーム以前から続く親族との関わりも複合的に認められるのである。

(2) イスラーム法から現代家族法への連続性と変容

古典イスラーム法が「子の利益」を重視するようになった背景には、結婚という制度の整備がある。イスラーム法は、実子のみを子として認め、婚姻外で生まれた子を「姦通の子」などとして区別したこと等から、その婚姻制度の重要な目的が、子の父親を確定して子の養育の責務を明確にすることであったと考えられる。ただし、古典法学書の記述が、時代や地域を問わずそのまま実践されていたか否かは不明なところも多い。近代以降、イスラーム法の諸規定は取捨選択される形で家族法として法典化される動きが活発となった。現代ムスリム諸国家においては、イスラーム法の名残をとどめた近代法として家族法が制定されたのである。これらについては、共著『結婚と離婚 イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1』(2019年)および『越境する社会運動 イスラーム・ジェンダー・スタディーズ』(2020年)の所収論文として刊行した。

(3) 『家族』概念と近代的ジェンダー規範

イスラーム法がどのような「家族」を想定していたのかを、法学書の分析から推測することは可能であるが、19世紀以降、イスラーム思想の文献に「家族」概念が明示されるようになる。「家族」という枠組みにおいての性別分業が明確化され、一組の夫婦とその子どもという核家族を基本的な単位とした集団が国家を構成する要素とされるようになった。このような流れについて、チュニジアのイスラーム改革思想家イブン・アーシュールの著作を通

じて明らかにし、論文「『家族』概念と近代的ジェンダー規範—イブン・アーシュールの著作を通して」(2019年)にまとめた。

(4)「子の利益」概念の変容

国家によって制定された家族法の示す「家族」において、子の養育は両親によって担われることが規定され、両親の離別・死別の後には、「子の利益」を最大の基準とした判断によって国家の介入のもとに子の養育環境が決定されることになった。チュニジアで行ったインタビュー調査および文献調査にもとづく分析では、「子の利益」の内容は、それを判断する裁判官の裁量によるところが大きく、地域差や時代による変化も認められる。2011年の政変以降の政治体制の不安定化や経済状況の悪化により、様々な問題が増加するなかで、子どもたちをめぐる問題も深刻なものとなっている。調査結果と考察については、論文「ジェンダー公正をめざすフェミニズムとイスラーム—チュニジアの相続法改正問題」(2020年)、共著『北アフリカにおける福祉とコミュニティ：チュニジアを中心に：調査研究報告書』(2020年)、共著『新世界の社会福祉 11巻 アフリカ/中東』(第7章 チュニジアの社会福祉担当 2020年)、共著所収論文「『子の利益(マサラハ)』とは何か—イスラーム法と現代チュニジア法—」(2021年)として刊行した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 小野仁美	4. 巻 21
2. 論文標題 「ジェンダー公正をめざすフェミニズムとイスラーム チュニジアの相続法改正問題」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『立教大学ジェンダーフォーラム年報』	6. 最初と最後の頁 21-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14992/00019442	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小野仁美	4. 巻 21
2. 論文標題 『家族』概念と近代的ジェンダー規範 イブン・アーシュールの著作を通して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー研究	6. 最初と最後の頁 121-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 高橋圭、小野仁美、後藤絵美、澤井真	4. 巻 21
2. 論文標題 現代イスラームにおける『伝統』の継承とジェンダー：序論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー研究	6. 最初と最後の頁 109-120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小野仁美	4. 巻 65
2. 論文標題 チュニジアの法改正をめぐるジェンダー平等への道	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Libra	6. 最初と最後の頁 2
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 小野仁美
2. 発表標題 チュニジアの女性裁判官と「子の利益」
3. 学会等名 「中東イスラーム圏における社会的弱者の権利を考える」（NIHU現代中東地域研究上智拠点研究会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小野仁美
2. 発表標題 21世紀におけるマカーサイド・シャリーア理論の展開」
3. 学会等名 日本中東学会第36回年次大会特別研究集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小野仁美
2. 発表標題 「イスラーム・フェミニズムの展開 信仰として、戦略として」
3. 学会等名 国際シンポジウム「アジアから問うジェンダー史 世界史を読み替える」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小野仁美
2. 発表標題 「チュニジアの子ども保護法と「子の利益」」
3. 学会等名 「イスラーム・ジェンダー学構築のための基礎的総合的研究（科研費基盤研究A）」「ムスリム社会における「弱者の権利」」第2回研究会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小野仁美
2. 発表標題 「『子の利益』とは何か チュニジアにおける離婚後の子の監護権をめぐる」
3. 学会等名 日本中東学会第35回年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小野仁美
2. 発表標題 中東・イスラーム諸国の憲法と「家族」
3. 学会等名 科研費基盤研究(A)「イスラーム・ジェンダー学構築のための基礎的総合的研究」「イスラーム・中東における家族・親族の再考」研究会第7回集会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 小野仁美
2. 発表標題 イスラーム改革思想家イブン・アーシュールの「シャリーアの目的」論 思想とその拡がり
3. 学会等名 日本中東学会第34回年次大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Ono Hitomi
2. 発表標題 The Family Concept and Gender Norms in the Works of Tunisian Islamic Scholar Muhammad al-Tahir Ibn 'Ashur
3. 学会等名 Fifth World Congress for Middle Eastern Studies (WOCMES)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 小野仁美・細谷幸子・堀井聡江・森田豊子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 上智大学イスラーム研究センター	5. 総ページ数 102
3. 書名 小野仁美・細谷幸子・堀井聡江・森田豊子『中東イスラーム圏における社会的弱者の権利を考える』SIAS Working Paper Series33「『子の利益（マスラハ）』とは何か イスラーム法と現代チュニジア法」（21-51頁）	
1. 著者名 鷹木恵子編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 254
3. 書名 『越境する社会運動（イスラーム・ジェンダー・スタディーズ2）』（第1章 イスラームの興りと女性をめぐるイスラーム法の展開、コラム9 「ムサワ」の活動とムスリム・フェミニズム 担当）	
1. 著者名 牧野久美子・岩崎えり奈編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 471
3. 書名 新世界の社会福祉 11巻 アフリカ/中東（第7章 チュニジアの社会福祉 担当）	
1. 著者名 岩崎えり奈・小野仁美（共著）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 第一生命財団	5. 総ページ数 73
3. 書名 『北アフリカにおける福祉とコミュニティ：チュニジアを中心に：調査研究報告書』	

1. 著者名 森田豊子・小野仁美編著（長沢栄治監修）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 272
3. 書名 『結婚と離婚（イスラーム・ジェンダー・スタディーズ1）』	

1. 著者名 小野仁美	4. 発行年 2019年
2. 出版社 慶応義塾大学出版会	5. 総ページ数 278
3. 書名 『イスラーム法の子ども観 ジェンダーの視点でみる子育てと家族』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------